

平成27年(ワ)第570号 マイナンバー離脱等請求訴訟

原告 坊 真彦 外49名

被告 国

令和元年9月10日

## 準備書面 1 4

金沢地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明 外



### 第1 はじめに

本書面では、マイナンバー制度の違憲性が争われている横浜地方裁判所での事件において証言した原田富弘氏の証人調書及び意見書にもとづいてマイナンバー制度の問題点を横断的に指摘する。

### 第2 原田証言にもとづく主張(甲38ないし40)

- 1 番号法にもとづいて構築されている情報提供ネットワークシステムは、その中核となるコアシステムを国(総理大臣)が管理しており、実質的に国による「一元的な」管理システムであり、住基ネットとは異なること(甲38, 7~11頁、甲39, 9~12及び15~16頁)。

この点、被告は、情報連携は直接個人番号によって行われるのではなく情報提供用個人識別符号(以下「符号」という。)によって行われるとしたうえで(被告第4準備書面9~10頁)、自治体の中間サーバーのデータは、「情報提供ネットワークシステムを管理している総理大臣であっても取り扱うことができない。」(同書面14頁)と主張する。

しかし、番号制度は、コアシステムの中のIDコードといわれるものを変換

して個人を識別していく仕組みであり、当然、システム全体で、ある特定の個人のものであるということは識別できるようになっていると考えられる。仮に、それができなければ、例えばマイナポータルで特定個人の情報提供の記録や、特定個人が保有している個人番号がついている個人情報の本人開示などもできなくなるから、符号によって情報連携が行われるとしても個人の識別はシステム全体の中で可能である必要がある。

このことから、直接個人番号によるのではなく符号によるの被告の主張は、個人識別の可否という点では意味をなさない。

また、符号による情報連携は、現在、政令により定められており、政令を変えれば直接個人番号で情報連携することも、法律上は許されることになり、この点でも被告の主張は理由がない（甲38，7及び9頁）。

さらに、国（総理大臣）による一元的な管理ということ回避するためには、コアシステムの管理を国から独立した機関が行うことにすることが考えられ、実際、オーストラリアでは、コアシステムをデータ保護委員会という第三者機関が管理することとなっており、行政機関による不正な名寄せを防止する方途が採用されている。ところが、日本の情報提供ネットワークシステムではコアシステムそのものを国（総理大臣）が管理している点で、「一元的な」管理システムとなっている（甲38，8～9頁）。

住基ネット最高裁判決では、個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないことが合憲の根拠の一つとされた。住基ネットのシステムは、指定情報処理機関と各行政機関の応答という形で情報提供が行われているが、情報提供の全体を管理するシステムはなかった。ところが、番号制度での情報提供ネットワークシステムでは、情報提供全体を管理することが予定されている（甲38，9～10頁、甲40，5頁）。例えば、マイナポータルで特定個人の情報提供記録の本人開示が可能であり、これは情報提供全体を管理しているからこそ可能になると考えられる。したがって、番号制度は、住基ネッ

ト制度と異なり、住基ネット最高裁判決が同制度を合憲とした根拠の一つが失われているのである。

2 違法再委託による特定個人情報の漏えいは番号制度そのものの欠陥であること（甲38, 27～33頁、甲39, 29～31頁）

住基ネット制度では、システムの保守管理を除き、入力業務などを外部に委託することは制度上許容されていなかった。他方、番号制度では、外部委託はもちろん、委託元の許諾を得れば再委託すら、制度上許容されている。

ところが、委託元の許諾を得ない違法な再委託が続発し、特定個人情報が外部に漏えいしている。

まず、日本年金機構からデータ入力を委託されていた会社が、法や契約に反して中国の業者に再委託していた問題が発覚した。しかも、どのような個人情報が漏えいしたかも確認することができない状況である（甲38, 27～31頁、甲39, 30～31頁）。

その後、大阪国税局及び東京国税局においても、データ入力に際し個人の収入等の個人情報がマイナンバーとともに違法に再委託されていた。その後も、神奈川県川崎市、東京都墨田区、東京都台東区、東京都豊島区、東京都江戸川区でも違法に再委託されていたことが発覚したが、当初、これらの自治体は立入検査において違法な再委託はしていないと虚偽の報告をして不正をしていたことが判明している。さらに、埼玉県でも、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、和光市及び幸手市においても、違法な再委託がされていたことが発覚した（甲39, 31頁、甲40, 10～15頁）。

これらの事案は、違法な再委託による特定個人情報の漏えいの氷山の一角にすぎないと考えられる。しかも、発覚しただけでもこのような大量の特定個人情報の漏えいがあったにもかかわらず、具体的な再発防止策は未だ実施されていない。現行の番号制度の仕組みそのものが、違法な再委託を防止する有効な手立てをもっていないという点において、番号制度の本質的な欠陥といえる。

3 重複付番という番号制度の根幹を揺るがす事態が現実が発生したこと（甲38, 11～12頁、甲39, 3～4頁）

番号制度の目的は、正確に個人を識別する番号をつけることによって、迅速かつ正確に情報の交換、情報共有を行うことだとされている。この目的からすると、個人を正確に識別することが番号制度の根幹であり、例えば二人の人に同一の番号が付されたり、一人の人に二つの番号が付されたりすると、個人の正確な識別ができなくなり、番号制度の根幹が崩れることとなる。

ところが、2016年ころ、個人番号のもととなる住民票コードが重複付番されていたために、長野県長野市に住む男性と香川県坂出市に住む男性とに同一の個人番号が付されていることが明らかとなった。この件は、5年間も発覚しなかったものであり、他にも同様の事例が存在する可能性がある。しかも、重複付番の有無のチェックは特に行われていない。

正確な付番は、番号制度の是非の議論以前の問題ともいえ、制度の根幹をなすものであって、当然に正確な付番がなされていなければならない。制度的に正確な付番が担保されない仕組みは、重大な制度の欠陥といえる。

4 個人情報保護委員会が機能していないこと（甲38, 15～19頁及び30～34頁、甲39, 32～33頁）

個人情報保護委員会は、番号制度上、個人番号利用事務等実施者に対し指導及び助言ができ、また特定個人情報取扱者に対し勧告及び命令ができるほか報告及び資料提出を求め立入検査をすることもできる。同委員会は、このような権限を行使することにより、特定個人情報が漏えいしないよう監視・監督する役割が期待されている。

ところが、2018年の特別徴収税額通知書の誤送付等による特定個人情報の漏えい、会計検査院による情報連携システムの不備の指摘、日本年金機構による違法再委託など次々に発覚する番号制度におけるトラブルに対して、個人情報保護委員会が監視・監督の機能を果たしていないことが明らかとなってい

る（甲38，15～19頁、甲39，32～33頁）。

とりわけ、前述した違法再委託問題における個人情報保護委員会の機能不全は、同委員会が番号制度の安全を担保する機関たりえないことを露呈していると言わざるを得ない。

- 5 特定個人情報保護評価が適切に機能していないこと（甲38，19～22頁及び33～34頁、甲40，6頁）

特定個人情報保護評価は、番号制度の開始に伴い特定個人情報の漏えいを防止するために、事前のリスク評価を行い漏えいが発生しないようチェックする制度である。当初は、規則及び指針において、システムの要件定義終了前に保護評価をすることとされていた。

ところが、会計検査院の調査で明らかとなったのは、132機関171件の特定個人情報保護評価のうち、7割近い116件もが要件定義の終了までに実施されていなかったという事実である（甲39，12～13頁）。

しかも、会計検査院の報告で明らかになったのは、実施遅延の理由のほとんどが各機関の特定個人情報保護評価制度に対する理解不足だということである（同，14頁、甲38，21～22頁）。

このように、番号制度における情報漏えい防止の施策の一つである特定個人情報保護評価制度は、機能していないことが明らかである（甲38，33～34頁）。

- 6 番号利用法（番号制度）の立法目的に反する実態が生じていること（甲38，23～27頁、甲39，38～41頁）

番号制度の立法目的の1つは、「行政の効率化」とされている（番号利用法1条）。

しかし、番号制度によって行政の効率化が図られているとはいえない。横浜地裁で証言した原田氏は、長年にわたって自治体職員を勤め、現在も非常勤職員として番号制度の利用事務に携わっているところ（甲38，25頁、甲39，

1頁)、同氏は以下のように証言している。

まず、「同じ自治体の中で行われる事務に関しては、別にこれ（引用者注：情報提供ネットワークシステムのこと）ができたからといって何か便利になるということはない。」と述べるとともに、「いわゆるマイナンバーの安全管理の義務、そのためのいろいろ配慮」など「自治体の中に関しては負担が増えただけというふうに言えるんじゃないかと思います。」と同氏は証言し（甲38, 26頁）、少なくとも同一自治体内部での情報連携に関しては、効率化が図られていることはない。

また、外部との情報連携に関しても、「例えば窓口でじゃあ情報提供ネットワークシステムを使うことによって添付書類がいらなくなりますということを宣伝されていますけれども、実際は窓口でそれやろうとすると、今までだったら提出された書類でその場ですぐに分かったものが、いちいち提供ネットワークシステムを使って問い合わせをしなきゃいけなくなるわけですね。」と証言しており（甲38, 25～26頁）、外部との情報連携によって利便性が図れるとも限らない。しかも、外部との情報連携を必要とする手続きはごく一部であり、効率化は限定的である（甲39, 40頁）。

さらに、住民が申請書等にマイナンバーを記載した場合、マイナンバー確認書類と身元確認書類の2つの提示する必要がある住民サービスの低下につながっているのみならず、窓口職員も番号確認と身元確認の両方をしないと番号法16条違反となってしまうため、法令や規則が予定する確認書類が充足されているか、今までになかった注意を払う必要がある事務負担が増えただけでなく、精神的負担も増加している（甲39, 39～40頁、甲38, 25～26頁）。

このように、自治体でマイナンバーの利用事務に携わっている職員の実感として、番号制度によってその立法目的の1つである行政の効率化が図られているとは到底いえない。

以上